

質問第百三十二号

税金申告無視専制に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年六月十一日

小川友三

參議院議長 松平恒雄 殿

昭和廿參年六月廿八日

### 税金申告無視専制に関する質問主意書

民主主義と人権尊重の今日、國民が正直に自己の所得を申告すると驚くべき数倍の増加更生決定と言う専政的の大々的天文学的数字の課税が出る、全國民の大半以上がこの苦惱に正に轉落してゐるがこの無理な押しつけ総額は所得申告との差、何百億万円なりや発表を乞う、審査請求を許すとあるも更生決定は納入を強制してゐる、全日本國民で目下数十万人の人が差押えを食つてゐる、開國以來の数字と信ずるが何故申告を無視するか政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる御答弁を求む。